

平成24年度

地方公共団体の財政の健全化
に関する法律に基づく
健全化判断比率・資金不足比率

説明資料編

平成25年10月

長野市財政部

1. 財政健全化法の財政分析指標

○ 財政健全化法とは

地方自治体の財政破綻を未然に防止し、財政の早期健全化を促すため、19年度に国会で成立した法律

○ 健全化判断比率の公表等

毎年度、下の比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に公表しなければならない。

普通会計	公営事業会計 公営企業会計	一部事務組合 広域連合	公社 第三セクター
① 実質赤字比率	⋮	⋮	⋮
② 連結実質赤字比率			⋮
③ 実質公債費比率			⋮
④ 将来負担比率			

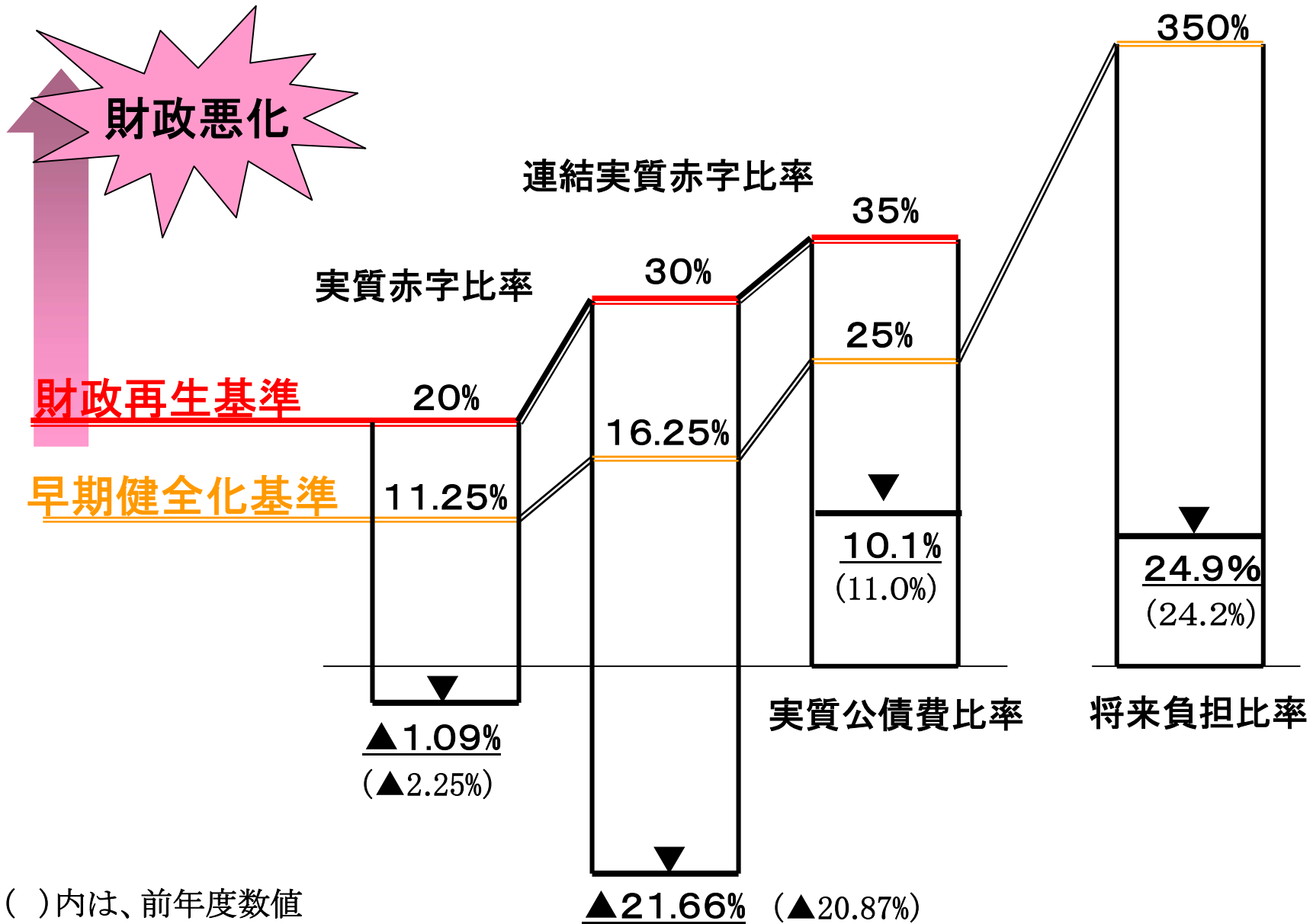
資金不足比率 (会計ごと)

2. 24年度長野市健全化判断比率

	健全化比率	早期健全化基準 (イエローライン)	財政再生基準 (レッドライン)
●実質赤字比率	— % (▲1.09%)	11.25%	20%
●連結実質赤字比率	— % (▲21.66%)	16.25%	30%
●実質公債費比率	10.1%	25%	35%
●将来負担比率	24.9%	350%	
●資金不足比率	— % 全ての公営企業において資金不足はありませんでした。	20%	

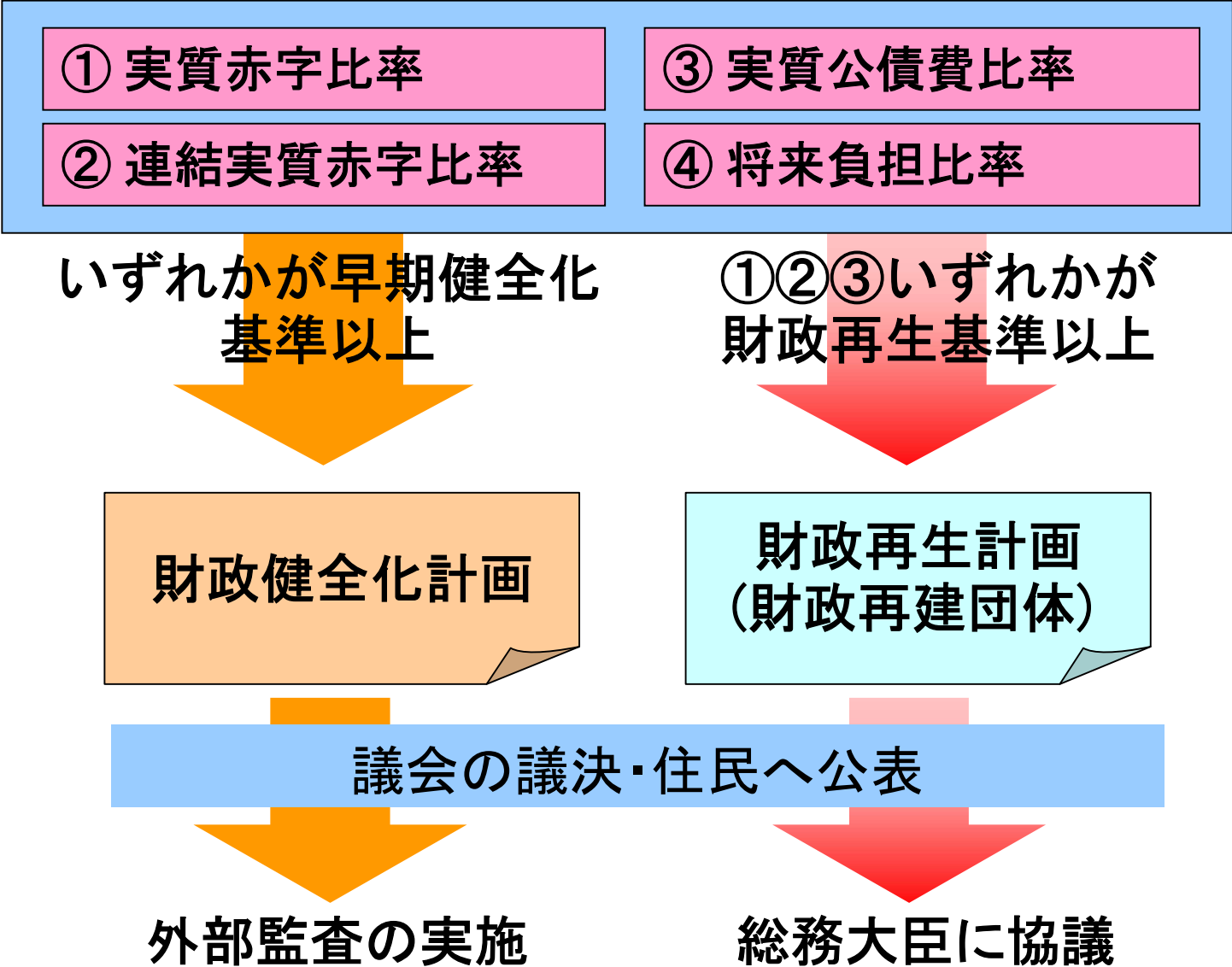
※計算結果がマイナス(黒字)となりましたので、黒字の比率を「▲」で表記しました。

3. 早期健全化基準等と長野市の比率



4. 財政健全化法の財政分析指標

○ 財政の早期健全化・再生



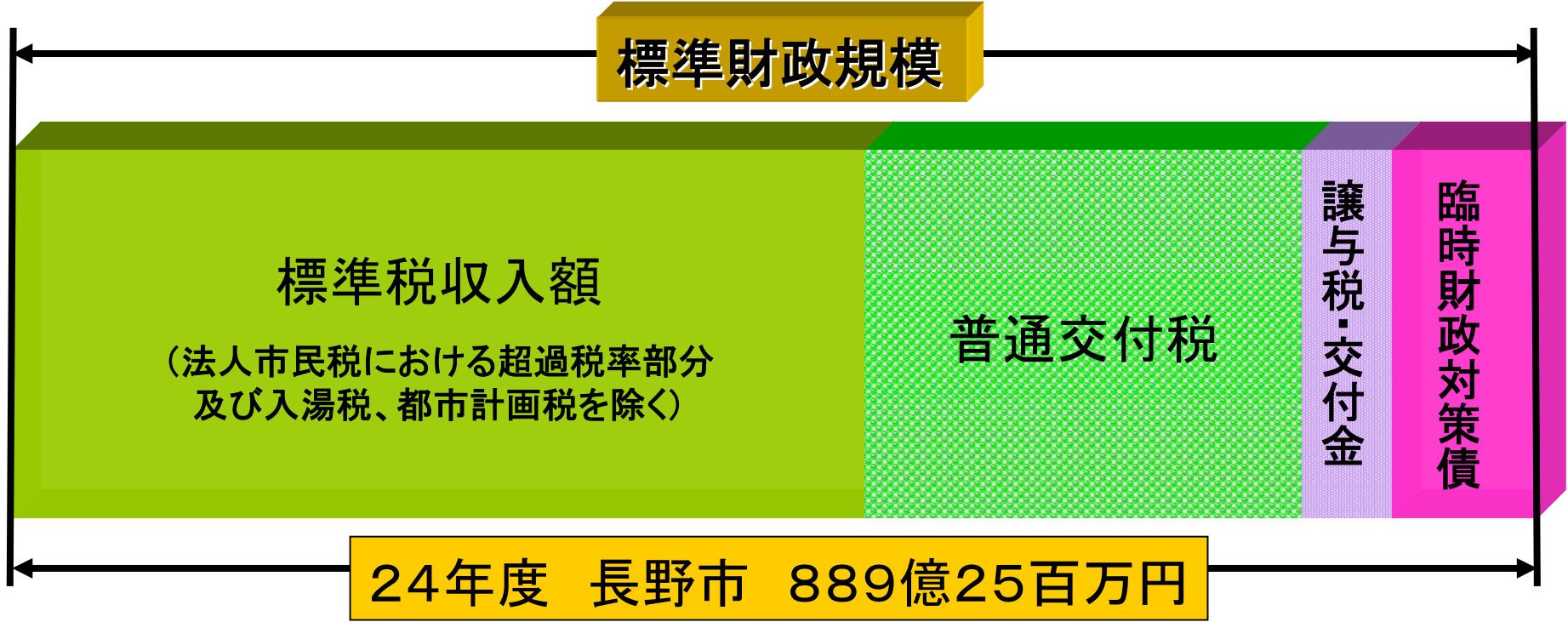
4 -1 . 標準財政規模とは・・・

地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で健全化指標の分母となる重要な数値です。

標準財政規模は、「標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税」で求められ、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさです。

また、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債発効可能額もこの標準財政規模に加えられています。

サラリーマンで言えば、年間の給与総額(所定内)にあたるものです。



5 . 実質赤字比率

●一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

黒字なので
「▲」

$$\text{算式} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)}} \times 100 = \frac{\text{▲9億70百万円}}{889億25百万円} \times 100$$

長野市の**実質赤字比率**は - % (▲ 1.09%)

単位:百万円

会 計	実質収支	会 計	実質収支
一般会計	970	住宅新築資金	0
母子寡婦資金	0	授産施設	0

➡ 合わせて 9億70百万円 の黒字

6. 連結実質赤字比率

●全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率です。

$$\begin{aligned} \text{算式} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)}} \times 100 \\ &= \frac{\blacktriangle 192\text{億}64\text{百万円}}{889\text{億}25\text{百万円}} \times 100 \end{aligned}$$

黒字なので「▲」

長野市の連結実質赤字比率は **— %** (▲ 21.66%)

6-1. 連結実質赤字比率

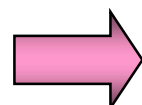
単位：百万円

会計	実質収支	会計	実質収支
一般会計等	970		

国民健康保険	1,176	駐車場	0
介護保険	103	後期高齢者医療	12

飯綱スキー場	0	鬼無里大岡観光	0
--------	---	---------	---

水道	6,218	下水道	6,953
病院	3,827	戸隠観光施設	3
産業団地	0		



合わせて 192億64百万円 の黒字

7. 実質公債費比率

- 公債費や公債費に準ずる経費による財政負担の度合いを客観的に示す指標です。

$$\text{算式} = \frac{\text{公債費及び公債費に準ずる経費 (A)} - \text{(A)に充当した特定財源及び都市計画税} - \text{(A)のうち普通交付税で措置されるもの}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)} - \text{(A)のうち普通交付税で措置されるもの}} \times 100$$

「公債費に準ずる経費」とは

- ・公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金
- ・PFIや一部事務組合の公債費への負担金等
- ・債務負担行為を設定した元金・利子補給金

7 -1. 実質公債費比率の算定

各数値とも 22~24の平均値
()内は 21~23の平均値との比較

① 一般会計等公債費	19,960	(△541)	単位:百万円
② ミニ公募債算入額	13	(△17)	①~⑤計
③ 公営企業の公債費へ繰り出したもの	5,757	(△236)	
④ 一部事務組合等の公債費負担額	72	(△5)	(△857)
⑤ 債務負担行為設定分のうち公債費相当額	775	(△58)	

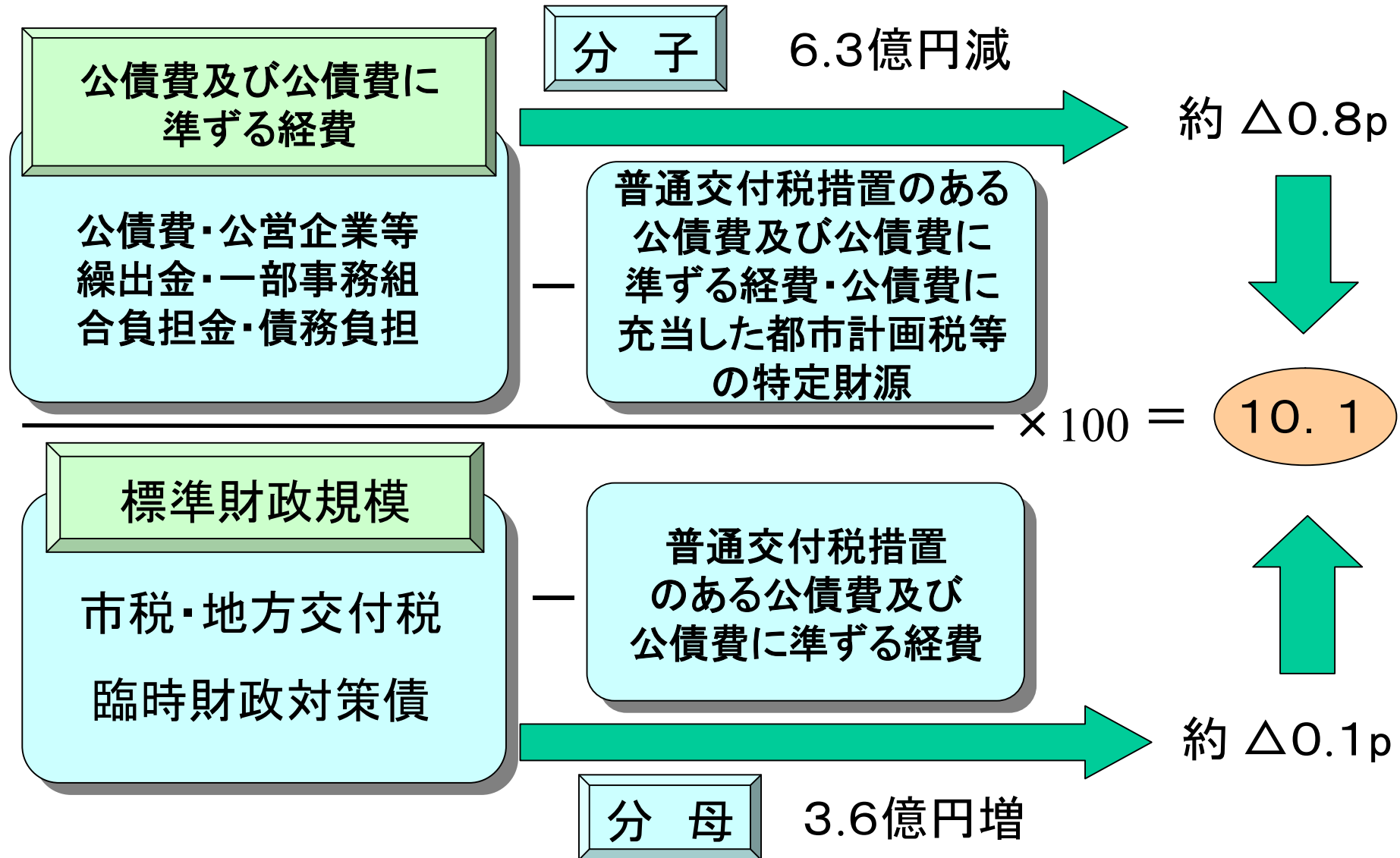
A 一般会計公債費の特定財源等	1,677	(△39)	A~C計	
B 都市計画税のうち公債費に充当したと認められる額	2,430	(△106)		19,036
C 交付税に算入されている額	14,929	(△79)		(△224)

ア 標準財政規模	89,269	(+282)	ア-イ	74,340
イ 交付税に算入されている額	14,929	(△79)		(+361)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{26,577 - 19,036}{74,340} \times 100 = 10.1\%$$

7-2. 実質公債費比率前年度比較(11.0→10.1)

●一般会計等における公債費(繰上償還及び借換除く)、公営企業の公債費への繰出しが減少したことから、実質公債費比率は、0.9ポイント下がりました。



8. 将来負担比率

- 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{算式} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} \\ \text{(A)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(A)に充当でき} \\ \text{る特定財源及} \\ \text{び都市計画税} \end{array} - \begin{array}{l} \text{充当可能} \\ \text{基金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(A)のうち普通} \\ \text{交付税で措置} \\ \text{されるものの} \\ \text{累計} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ \text{(臨時財政対策債を含む)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該年度に普通交付税} \\ \text{税で措置されるもの} \end{array}} \times 100$$

8 -1. 将来負担比率の算定

単位：百万円
()内は 前年度との比較

○将来負担額(一般会計等が負担しなければならない額)

① 一般会計等年度末地方債現在高	131,096	(△2,906)	
② 債務負担行為に基づく支出予定額	3,872	(△231)	
③ 公営企業等の地方債残高に対する繰出予定額	72,799	(△3,983)	①～⑦計 235,774 (△5,848)
④ 一部事務組合等の地方債現在高のうち本市負担分	424	(△86)	
⑤ 全職員に対する年度末退職手当支給額	24,219	(+765)	
⑥ 三セク等の負債額や債務負担額	3,364	(+593)	
⑦ 連結実質赤字額、組合等の連結実質赤字額	0	(0)	

○将来負担額から控除されるもの

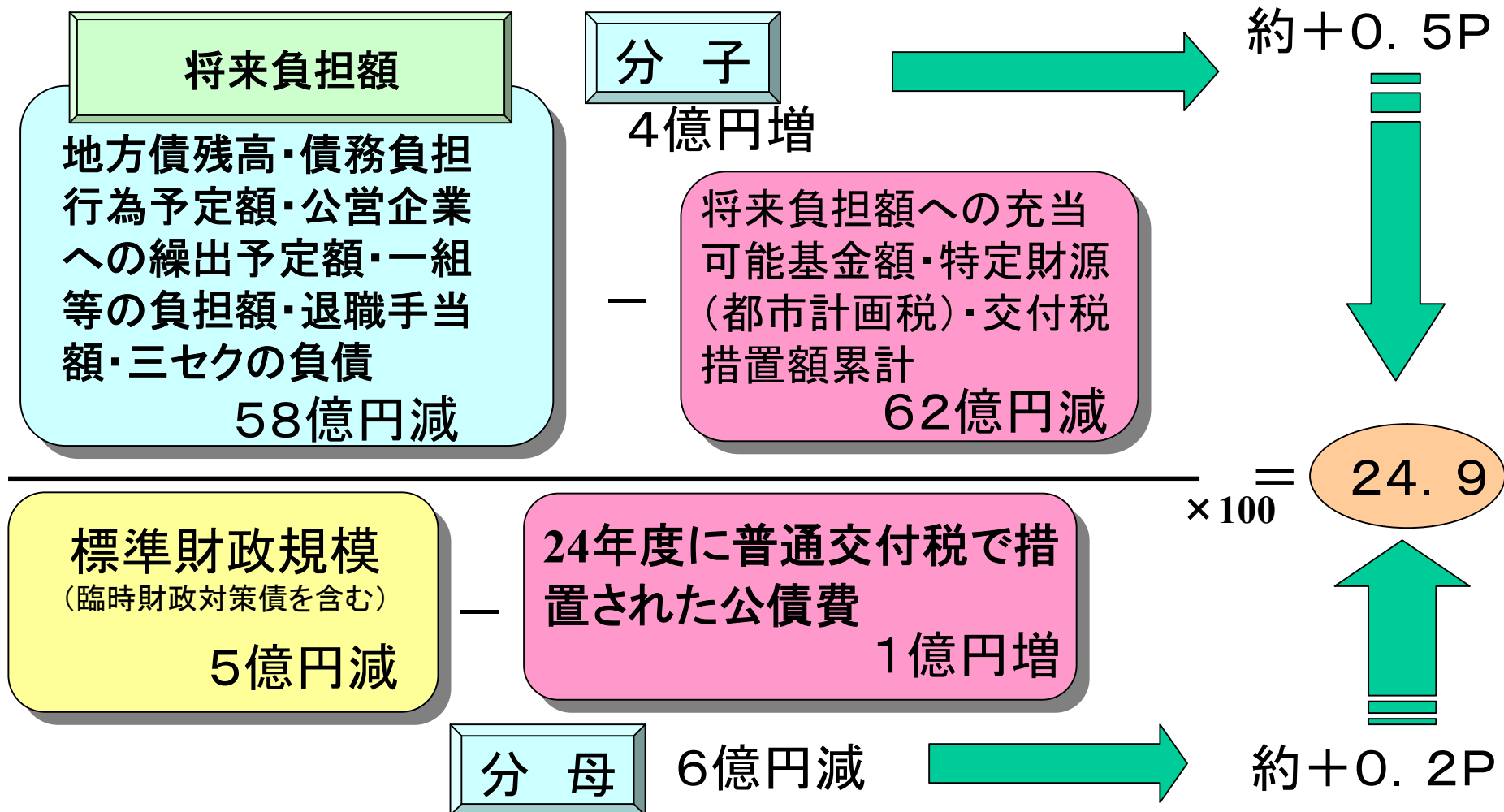
A 年度末時点で現金化できる基金残高(現金・預金等)	32,867	(△ 157)	A～C計 217,366
B 特定財源見込額(うち都市計画税 22,630(△1,908))	26,882	(△3,290)	(△6,181)
C 地方債現在高のうち、将来交付税で措置される見込額	157,617	(△2,734)	

ア 標準財政規模	88,925	(△517)	ア－イ 73,907
イ 交付税に算入されている額	15,018	(+133)	(△650)

$$\text{将来負担比率} = \frac{235,774 - 217,366}{73,907} \times 100 = 24.9\%$$

8-2. 将来負担比率前年度比較(24.2%→24.9%)

●一般会計等の年度末地方債残高及び公営企業等の地方債残高に対する繰出予定額が減となっているものの、退職手当支給額等が増加傾向にあることから、将来負担比率が、0.7ポイント上がりました。



9. 資金不足比率

- 公営企業会計ごとの資金の不足額の事業に対する比率です。

$$\text{算式} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

資金の不足額

- 法適用企業＝(流動負債＋建設改良費以外に充てた地方債現在高－流動資産)－解消可能資金不足額
- 法非適用企業＝(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費以外に充てた地方債現在高)－解消可能資金不足額

解消可能資金不足額

事業開始後一定期間に構造的に発生する資金不足で一定の額

事業の規模

営業収益(相当額)－受託工事収益(相当額)

9 -1. 会計ごとの資金不足比率

●資金不足となる会計はありませんでした。

単位：百万円、%

会計	資金不足額	事業の規模	資金不足比率
水道事業	▲6,218	5,844	－(▲106.41)
下水道事業	▲6,953	7,504	－(▲92.66)
病院事業	▲3,827	11,338	－(▲33.75)
戸隠観光施設事業	▲3	278	－(▲1.04)
産業団地事業	0	5,179	－
飯綱スキー場事業	▲0	53	－(▲0.39)
鬼無里大岡観光施設事業	▲0	104	－(▲0.25)

※計算結果がマイナス(黒字)となりましたので、黒字の額及び比率を「▲」で表記しました。